

## 株式会社のご案内

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月に開催いたします。

単元株式数 100株

配当金受領株主確定日

3月31日

および中間配当金の支払を行うときは9月30日といたします。

定時株主総会の基準日

- 定時株主総会については3月31日といたします。
- その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。

公告掲載新聞

大阪市において発行される産経新聞

※決算公告については、当行ホームページ上に、

貸借対照表及び損益計算書(単体・連結)を掲載しております。

(ホームページアドレス) <http://www.ikedabank.co.jp/t/t0801.html>

株式事務取扱場所及び取次所

- 株主名簿管理人:三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所:三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号  
電話 0120-094-777
- 同 取 次 所:三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店  
野村證券株式会社 全国本支店  
(下記ご注意ください)

(ご注意) 株主名簿管理人の「取次所」の定めについて

株券電子化後、株主様の各種お手続きは、原則として口座を開設されている証券会社経由で行っていただくこととなるため、株主名簿管理人の「取次所」は、株券電子化の実施時をもって廃止いたします。なお、未受領の配当金のお支払いにつきましては、引き続き株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行の全国本支店でお支払いいたします。

【平成21年1月5日施行の株券電子化実施に伴うお知らせ】

株券電子化前後における単元未満株式買取・買増のご請求について株券電子化の前後においては、単元未満株式買取請求および買増請求につきまして、以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

(1) 証券保管振替制度をご利用でない単元未満株式に関するご請求

① 単元未満株式買取請求

平成21年1月5日(月)から平成21年1月25日(日)までは、受付をいたしません。

また、平成20年12月25日(木)から12月30日(火)までのご請求受付分につきましては、買取価格はご請求受付日の終値を適用いたしますが、買取代金のお支払いを平成21年1月30日(金)とさせていただきます。

② 単元未満株式買増請求

平成20年12月12日(金)から平成21年1月25日(日)までは、受付をいたしません。

(2) 証券保管振替制度をご利用の単元未満株式に関するご請求

株券電子化実施の前後において、一定期間お取引の証券会社で取次ぎを行わないと承っております。具体的な日程につきましては、証券会社により異なることが考えられますので、お取引の証券会社にお問い合わせください。



大阪府池田市城南2丁目1番11号 TEL (072) 751-3521

<http://www.ikedabank.co.jp>

2008年11月発行